

平成28年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成28年3月11日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 第1号議案から第49号議案まで及び第1号報告
質 疑
委員会付託
- 日程第2 予算審査特別委員会の設置及び委員選任

副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
人権・同和対策課長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	宗 直 長
	阿 形 寿 一
香々地保育所長	
総務課 参事兼人事給与係長	丸山野 幸 政
	近 藤 毅
総務課 総務法規係長兼秘書係長	
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 安 達 かずみ |
| 2 番 | 中 尾 勉 |
| 3 番 | 黒 田 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 博 文 |
| 10 番 | 安 達 隆 |
| 11 番 | 松 本 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 河 野 正 春 |
| 16 番 | 山 本 博 文 |
| 17 番 | 菅 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議 事 係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
-----	---------

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせをいたします。
3月10日付で、市長からお手元にお配りのとおり、議案の訂正依頼がありましたので、ご了承願います。

また、傍聴者の方々にお願いいたします。本会議にて、ケーブルテレビによる議会生放送の撮影を行いますが、議場の構造上やむを得ず傍聴者の方々が映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（安達 隆君） これより本日の会議を開き

3月11日

ます。

日程第1、第1号議案から第49号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君、5番、井ノ口憲治君及び18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） おはようございます。議席番号7番、豊翔会の土谷信也でございます。

2011年、平成23年3月11日14時46分18秒、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生しました。きょうでちょうど丸5年になります。これまでの警察庁の調べでは、死者1万5,894人、行方不明者2,561人、震災関連の死者数は1万9,000人を超し、また、いまだ避難生活を余儀なくされている人は17万4,000人もいるということでございます。この震災で亡くなられました方々のご冥福と、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づき、議案質疑を行います。昨年の6月より議会運営委員会におきまして、市民の皆様には議員の活動を広く知っていただくことや、一般質問等のケーブルテレビでの放送を理解しやすくすることなど、議会改革について協議を重ねてまいりました。結果、この新しい議場で行う今議会より、本会議は全てケーブルテレビにおいて生中継、そして議案質疑、一般質問は質問と答弁がわかりやすいように一問一答方式に変えさせていただきました。

きょうの議案質疑で、抽選ではございますが、私が1番に質疑をさせていただくことになりました。議運の委員長がしっかり手本を示せということだろうと思いますので、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いをします。

では、質問に入ります。

まず初めに、第12号議案の平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）の中の10款2項3目及び10款3項3目の小中学校施設整備事業について質疑いたします。

この予算は、市内の小中学校にエアコンを設置する予算ですが、国からの交付金がおくれ、平成27年度の当初予算に盛り込む予定が、今回の補正予算となったわけでございますが、子供たちも待ち望んで

いたことでございますので、できるだけ早急に、またスムーズに工事を行っていただきたいと思っております。

そこで、質疑をしますが、1点目は、このエアコンの設置工事はいつ発注して、いつから工事に着手するのか。そして、その工事が完了して、いつからエアコンが使用できるのかをお聞きします。

2点目は、発注方法として、学校別や地域別に発注するのか、あるいは一括で発注するのかをお聞きします。

3点目は、このエアコン設置の工事期間、恐らく土日を除いては授業のある時間ではなかろうかと思っておりますが、授業等に支障を来すことはないのか、またあるとすれば、どのような配慮をして工事を行っているのか、その対策についてお聞きします。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤 清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 小中学校の空調設備の整備についてお答えします。

このたび、文部科学省から国の学校施設環境改善交付金の内示をいただきましたので、平成27年度の補正予算にて提案するものです。

事業費につきましては、小学校の空調工事費として2億7,054万9,000円、中学校の空調工事費として1億6,822万8,000円を計上いたしております。

予算案の議決をいただいた後は、速やかに工事発注を行い、早期に完成を目指したいと思います。

工事実施に当たりましては、議会終了後、施工業者の指名を行い、早い時期に業者決定を行いたいと考えております。また、施工期間につきましては、6月末完成予定で事業実施してまいりたいと考えております。工事の工期短縮を図るために、可能な限り分割して工事発注を行うように計画しています。

次に、工事を実施する上での授業中の影響についてですが、工事実施に当たっては、小中学校及び施工業者と連携を密に取りながら、可能な限り授業に支障を来さないよう努めてまいりたいと思っております。特に、騒音が発生する工事などは休日に行うなど、工事の工程を検討することにより、児童生徒へ配慮して工事実施したいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質疑を行います。

まだ可決はされていませんが、今議会の第46号議

案に提案されています市中小企業振興基本条例で、市内中小企業の振興を促し、活性化を図るためにも、同議案の第4条の3に、市の工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものと記されています。発注金額により、指名する業者のランクの関係もあると思いますが、できる限り市内業者に発注することはできないのかお聞きします。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、土谷議員の空調設備の整備についての再質疑にお答えいたします。

発注につきましては、議員が言われますように、地場企業育成の観点からも、極力市内業者への発注を行いたいと考えているところでございます。しかしながら、本工事種別に該当する市内業者数が少ない上、工事金額により、さらに受注業者が制限されることや、受注に必要となる技術者の人数により、受注件数が限られることなどから、全ての工事を市内業者で行うことは非常に難しいと考えられます。また、できるだけ早期に完成を図るためには、市内業者だけではなく、実績のある県内業者への発注も必要になると思われま。

今後、設計・積算を行う中で、できる限り地場企業の受注機会がふえるよう十分検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） エアコン設置工事につきまして、スムーズな工事を行っていただきたいと思えます。

次に、第43号議案の豊後高田市債権管理条例の制定についてを質疑いたします。

この議案につきましては、総務委員会で審議されると思えますので、詳細につきましては、総務委員会において質疑をしたいと思えますが、基本的な事項のみ2点について質疑をいたします。

まず1点目は、使用料や貸付金において、20年以上も経過している債権を徴収するには随分と苦勞をされていることも十分承知をしていますし、一方、市民負担の公平性、公正性を確保する観点からは、滞納整理もしなければならないことも当然のことです。市の債権が多岐にわたり、それぞれの性格も異なることから、今回の条例を制定して、市債権の区分を明確化して処理をしていこうということのようではありますが、まず1点目の質疑は、条

例制定に至った経過についてお聞きをします。

また2点目に、この条例を制定することにより、市においてどのようなメリットがあるのかお聞きします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 第43号議案、債権管理条例の制定についてお答えをいたします。

まず、条例制定に至った経過についてでございますが、債権管理につきまして市としての明確な方針を示すために、今回条例提案したものでございます。

地方自治法では、市が保有する財産は、不動産などの公有財産、物品、基金、そして債権の4つに分類されておりまして、債権も市の財産の中に位置づけているところでございます。この債権につきまして、市全体として、どう適正管理していくのか、統一的な基準を定めるものでございます。

これまで、市営住宅の使用料、水道料、住宅新築資金、貸付金など、税のように強制処分ができず、時効も自動消滅しない債権について、その処理に苦慮してきたところでございます。

現在は、各課で、それぞれ滞納がなくなるよう適正管理に努めておりまして、特に、現年度分の市営住宅の使用料につきましては、平成25年度から全て回収ができています状況でございます。

しかしながら、過去の滞納につきましては、市の方針や統一的な基準がありませんで、回収がうまくいっていないという状況であります。そういったものを今後どう回収していくのか、努力を進める方針が必要となったところであります。そして、努力を重ねつつも債務者が死亡しているなど、どうしても回収が不可能な債権をどうするのか、いつまでも将来に引き継いでいくのか、または回収の費用対効果を考え、債権を放棄することも一つの方法として考えるのか、そういった方針や基準も必要となるところであります。

こういった経過を踏まえまして、今後、市として一体的な債権管理に取り組むべく、今回、条例の制定に至ったところでございます。

次に、条例制定のメリットについてでございますが、一つは、市としての債権管理の方針を明確に示し、各課を横断して債権回収に取り組み、いわゆる不良債権化を防ぐことができます。そして、もう一つは、努力を続けた結果、それでも回収できない債権につきましては、この条例に基づき、債権放棄できることで一定のゴールを見据え、適正管理に努め

3月11日

ることができます。

なお、条例制定後の運用が一番重要でありますので、関係課による定期的な会議での状況把握や債権回収のノウハウ向上のための研修、それからマニュアルの作成など職員が意識を共有し、債権管理に取り組むことができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質疑をいたします。

ただいまの課長の答弁で、条例制定に至った経過や市のメリットについては理解ができました。そこで、再質疑ですが、現在、県下の市において債権管理条例を制定して債権処理に取り組んでいる市は何市ぐらいありますか。また、それらの市の中で、実績があるのかわかる範囲でわかれば教えてください。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 債権管理条例の再質疑にお答えをいたします。

県内他市の条例の制定状況でございますけれども、近隣では中津市、国東市、宇佐市、竹田市、豊後大野市の5市が制定済みでございます。また、今後制定を検討しているという市もあるようにお聞きをしております。

それから、実績を上げている市でございますけれども、この近隣の中では、平成21年9月に条例を制定されております中津市が、市営住宅における悪質滞納者への法的措置、または住宅新築資金と貸付金等の回収が見込めない債権の放棄を行っているとお聞きしております。また、その他の市におきましても、おのおの実績があるようでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再々質疑でございますが、これについては、もう答弁はいりませんが、課長が言われるように、条例が制定されて、その運用をどのようにしていくが一番重要であると思えます。職員の皆さん方にはしっかりと研究と研修を重ねて他市の手本となるようなマニュアルを作成し、債権管理に取り組んでいただきますことをお願いしまして、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

2番、中尾 勉君の発言を許します。2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、新政会、中尾 勉でございます。通告に基づきまして、議案質疑をさせていただきます。

議案質疑の前に、3.11東日本大震災から5年がたちました。時の経過とともに日常を取り戻すことができている反面、まだまだ困難な状況の中、復興への長い道のりを確保しながら必死に頑張っている人たちがたくさんいらっしゃいます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだ避難生活を余儀なくされている方々へお見舞いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

1つ目、第12号議案についてでございます。

国においては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実施すべき対策として、希望を生み出す強い経済を実現するため、総額1,000億円の地方創生加速化交付金を12月18日に閣議決定をし、平成27年度補正予算として1月20日に成立をしたところでございます。この加速化交付金につきましては、予算編成が1月下旬ということもあり、非常に限られた時間しかなかった中で、今回の事業を取りまとめたことにつきましては、職員の方々には大変なご苦労があったというふうに思っております。

今回、この地方創生加速化交付金を活用した5事業が補正予算に計上されておりますが、その中で、神仏習合文化を活用した半島地域観光連携事業について、恋叶い、運が開ける、新たな海辺の道づくり事業について、この2つの事業について、それぞれの事業の内容、また提案理由説明の中にもございました国東市との連携をどのように行うのかお聞きをいたします。

次に、2つ目、第46号議案でございます。

豊後高田市中小企業振興……。

○議長（安達 隆君） ちょっとやめてください。中尾議員、ちょっとやめてください。

○2番（中尾 勉君） すいません、失礼しました。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第12号議案、平成27年度一般会計補正予算（第6号）に係る神仏習合文化を活用した半島地域観光連携事業及び恋叶い、運が開ける、新たな海辺の道づくり事業についてのご質疑にお答えいたします。

まず、神仏習合文化を活用した半島地域観光連携事業についてでございますが、この事業は国東半島

の周辺自治体、豊後高田市、国東市、宇佐市、杵築市、日出町、姫島村の4市1町1村と大分県及び観光関係事業者が一体となりまして、平成30年に開山1300年を迎える六郷満山を中心とした観光資源を全国に向けて集中的に情報発信する大型観光キャンペーン事業、国東市と連携して国東半島ならではの個性を活かし峯道ロングトレイルを活用した誘客事業、さらにインバウンド対策事業やツアー造成などの取り組みを実施するものでございます。

事業費総額は1,490万4,000円でございます。財源には国の地方創生加速化交付金を活用するため、現在申請しているところでございます。

次に、恋叶い、運が開ける、新たな海辺の道づくり事業についてでございますが、事業内容としましては、粟嶋公園の安全施設等の整備、真玉海岸及び粟嶋公園の景観整備など、国東市と連携して国道213号沿線に花公園を整備することや、本市の恋叶ロードと国東市の開運ロードを組み合わせた周遊ラリーなどの実施、さらには連携してプロモーション活動を実施することなどでございます。事業費総額は1,798万2,000円で、この事業につきましても国の地方創生加速化交付金を活用するため、補正予算に計上するものでございます。

なお、恋叶ロード関係で粟嶋公園に立ち寄った女性、カップルを対象としたツアーが、今年度、これまでに9回行われまして237人の方にお越しいただいております。徐々に成果があらわれつつあるということでございます。

観光産業は、サービス業の中でも経済波及効果の高い分野でありまして、こうした地域の特徴を活かした観光振興事業に、広域で連携して取り組むことによりまして情報発信力を高め、より広範囲からの誘客促進を図るとともに、滞在時間の増大と宿泊者の増大により、地域振興を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 2つの事業につきまして、わかりやすく説明をいただきました。真玉海岸の夕日、粟嶋公園の縁結び、香々地の菜の花、ヒマワリ、3つの部分をまとめて恋叶ロード、そして国東市の富来神社を中心とする開運ロードがつながることによりまして、さらなる観光スポットとなることが期待できるというふうに考えております。

広域連携のアンテナショップを情報発信の拠点と

して、カップル、それから女性客をターゲットとした誘客に努めていただきたい。また、市民に理解される事業となることをお願いしまして、12号議案の質疑を終わります。

次に、46号議案についてご質疑をいたします。

豊後高田市中小企業振興基本条例についてでございます。豊後高田市の事業の多くは中小企業であり、中小企業の振興は非常に重要な課題であると思えます。地域経済の中核をなす中小企業が活力を失うことは、地域社会が衰退することにつながります。そうした中で、豊後高田市中小企業振興基本条例が制定されますことは、大変によいことだというふうに思っております。

そこで、質問でございます。この条例の趣旨、目的についてお聞きをします。また、どんな条例なのか、市民の方にもわかりやすく説明のほうをよろしくお願いをいたします。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第46号議案、豊後高田市中小企業振興基本条例についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、本条例制定の背景についてでございますが、本市は市内の事業所の99パーセントが中小企業でありまして、中小企業の振興なくして本市の経済は成り立たない状況であります。しかしながら、中小企業を取り巻く情勢は、労働人口の減少、市場原理優先の経済など厳しい状況が続いております。中小企業の振興は、地域雇用の喪失、働く者の所得の増加、消費の活性化、市の税収の増加などにつながり、地域経済の活性化と市民サービスの向上という好循環を生み出すものであります。

したがって、本市が将来にわたり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業者の自助努力はもちろんのこと、市民、事業者、関係団体、そして市が中小企業の役割と重要性を認識し、地域産品の活用促進や消費拡大など、みんなが協働して地域内経済の循環拡大に努めることが必要でございます。

今回、中小企業振興基本条例では、第1条に、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として定めております。

この目的を達成するため、基本理念を定めるとと

もに、中小企業者の役割と責務はもとより、市の責務、大企業及び大規模小売店舗の役割、市民及び関係団体等の理解と協力などを定めております。

また、中小企業の振興を担うのは人でありまして、将来にわたり発展していくためには、次の時代を担う人づくりが重要でございます。そのため、子供たちに働くことの大切さを理解してもらうための勤労観の育成や、ふるさとを大切に思う心の育成なども規定しております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 第46号議案の中小企業振興基本条例について再質疑をいたします。

第13条の中に、未来会議を設置すると思いますが、未来会議とはどのようなものなのかをわかりやすくお聞かせをお願いします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第13条に関する再質疑にお答えいたします。

第13条に規定いたします未来会議についてでございますが、この未来会議は、この条例に基づく取り組みを幅広く推進するため、市内の経済、産業関係者、教育関係者、行政関係者など各分野の皆様にお集まりいただきまして、議論をしていただくために設置するものでございます。今後、議案の議決をいただいた後、設置の準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 豊後高田市にとりまして、将来私たちが生き生きと持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業の振興、豊後高田市の地域振興においては重要な行政運営の柱として中小企業振興施策を積極的に推進していただくことをお願いいたしまして、第46号議案の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、きょうは東日本大震災からちょうど5年になりますので、改めて犠牲になられた皆様方に心から哀悼の意を表しますとともに、被災を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。そして、政治の力で一日も早く震災復興ができることを祈念するものであります。

これより、5つの議案について質疑をいたしますが、一問一答方式に変わりましたので、最初は、第2号議案、新年度の国保特別会計の予算についてであります。

私ども日常活動しておりますと、市民から一番要望があるのは、「働いても働いてもなかなか賃金が上がらないし、年金は下がるばかりやし、その収入に比べて国保税の負担が重すぎる、払いたくても払えない、何とかしてくれないか」、こういう切実な声を聞きます。そこで、今回提案されております予算を見ますと、国保税の徴収額については前年度比で1,100万円減額になっていますね。総体の予算が38億7,000万円あるんですけども、しかしながら、総額で1,100万円の税金が減額になっていますけれども、国保税条例の改定案が出ない限り、予算は減額されとつても市民に対する負担は変わらないと思うんです。所得に対する国保税については、よって、加入世帯の所得というのは、安倍総理は、何かアベノミクスによって景気が好循環に進んでるみたいなことを言いますが、実際に働いてる皆さん、あるいは年金生活者の皆さんの生活実態から見たら、景気がよくなっていると、生活がよくなってると思っていないんですけども、高田の場合、国保に入ってる方々の世帯の所得は、今回の予算については、前年度より所得が伸びるということをもとにした予算なのか、いや、横ばいなのか、それとも若干減ることになっているのか、その辺の予算の、この国保税1,100万円減額問題について、市民にわかりやすく説明してもらいたいと思います。

もう一つ大事な点は、私ども政治家ですから、国会質問については共産党の議員だけではなくて、他党のやりとりも聞いておりますけれども、国保に関して言うならば、安倍首相は、どの党派に対する答弁でも、1,700億円を国費で出したために、低所得者について国保税が軽減されていると言って自慢ぶった答弁をするんです。原稿は同じ原稿ですけれども。しかし、豊後高田市の低所得者について、国保が下がったかっていうと下がってないんです。これ、上限改定しない限り下がらないと思うんです。この1,700億円自治体に配分されているし、豊後高田市にはいかほどもらえているのかね。それが、実際に高すぎて困っている被保険者に対して、国保税の軽減措置にどうつながっているのか、わかるように説明してください。

3つ目が、子供の医療費無料化による国保の利害

の問題なんです。いわゆる、豊後高田の場合は、子供の医療費無料化、そしてひとり親家庭の無料化、これ一部負担金がありますけど実施しています。それによって、国のほうから、国保会計に対してペナルティーがついている。約300万円前後のようですけど。このことについて、私ども日本共産党大分県からも地方議員代表が厚生省交渉を毎年やっております、若干変わってきましたけど、今後、今の国の交付金を使って、例えば豊後高田が中学卒業するまで通院費の無料化をやった場合については、これはペナルティーはかけませんと。しかし、今までの分は、そのままいく、とこうなっているんですよ。随分国会議員も九州から出ております田村貴昭国会議員もこの前も追求しておりましたけど、若干、追求すればするほど変わってきて、改善され、相応になっているんだけどまだ詰まっております。よって、この問題を、これを不当だと思うんです。こういうことがあるために、子供の医療費の拡大をしない自治体も出ているから。だから、県知事会などにおいても、厚生省に文書を要求しているわけですけど、この問題を高田では、この影響をどう見ているのか、市長の見解を求めたいと思います。

以上であります。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長(飯沼憲一君) 第2号議案についてお答えいたします。

まず、国保税の歳入見込みにつきましては、被保険者の動向等を考慮した予算編成となっております。平成28年度の国保加入世帯の1人当たり課税所得は、前年並み。また、国保加入者数は、前年度より141名の減少と見込んでおります。徴収率につきましては、例年並みに見込んでおります。国保税歳入予算額といたしましては、対前年度比2.21パーセントの減額であります5億826万1,000円といたしております。

続きまして、保険者支援制度での公費負担の拡充に係る配分額及び負担軽減に係る予算措置についてお答えいたします。

この保険者支援制度は、国保税の軽減対象者数に応じ、一定割合を国・県・市が公費で支援する制度であり、低所得者を多く抱える財政基盤の弱い国保保険者を重点的に支援する制度であります。この制度は、平成27年度から支援内容が拡充され、増額配分の予算規模は全国で約1,700億円とされており、今後も継続して公費負担が行われる予定であります。

今回の制度の拡充による増額となった本市における配分ですが、拡充前の平成26年度と拡充後の平成27年度で対比してみますと、市の負担増額分を含め、3,213万2,847円の増額配分となっております、赤字である本市の国保特別会計にとっては大変ありがたい支援の拡充でございます。

なお、本市におきましては、すでに、税の負担を軽減するため、一般会計から多額の補填を行っておりますので、その補填財源の一部として活用したいというように思っております。

最後に、子ども医療費の無料化による国からのペナルティーの影響額とその対応についてお答えいたします。

国保特別会計においては、医療費などの保険給付に対し、その額に応じて療養給付費等負担金や普通調整交付金として国等からの補助金をいただく仕組みとなっております。しかし、市町村が独自で医療費の軽減を行う場合には、その軽減程度に応じてペナルティーとなる調整率が用いられ、補助金が減額されます。平成26年度分では、乳幼児、小中学生、ひとり親家庭に対する本市の医療費軽減に対し、310万6,319円が補助金から減額されております。なお、ペナルティーで国保特別会計に影響が出ないように、その全額を一般会計から国保特別会計に繰り入れし、補填をしております。

なお、子供の医療にかかわるセーフティネットは、本来国が責任を持って社会保障政策の中に位置づけ、みずから制度を構築するべきものであり、国を挙げて取り組むべき少子化対策の観点から逆行するものであるという理由により、全国知事会、全国市長会、全国町村会、合同で子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止の要望書を国に提出し、このペナルティー制度の廃止を強く要望しているところであります。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 再質疑をいたします。

今の答弁を聞きますと、実際には市民の国保税は減額されないということなんですよ。よって、被保険者の中で、これはもう自営業者など、あるいは農家などが多くいんですけど、この被保険者の所得の伸びを、今所得申告してもらってるんだけど、どう見るかということによってまた違うんですね。これは、被保険者は所得が伸びと見てますか、見てないですか。

3月11日

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長(飯沼憲一君) お答えします。

1人当たりの所得の伸びはほとんどなく、例年並み。1回目の答弁でお答えしましたように、例年並みと考えております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) じゃあ、1,700億円の内に豊後高田では3,000万円ちょっとですね、もらってるんだけど、これは平成30年に国保を大分県一本化すると、それにより、この額がくるということなんですよね。よって、安倍首相は、これを出してるから、改めて1,700億円出したんだから、全国の低所得者については国保税が下がったんだというような説明なんですよね。下がってないんですよ、高田は。よって、これはなぜ下がってないのかと。それは、これまでは市長がこれ以上国保税は上げられないと、もし赤字になった場合は一般会計から補うということがあって、若干補ってきたんですよ。それまでは、なかなかそれがなかったんですけどね。だから、それを補ってるから、これは国からきたもんがそれに帳消しになったんだという説明なんですけど、これが市民は納得できないんですよ。わざわざ、そうでもなくて市は、市民の生活を見て市長は、もうこれ以上国保税は上げない、強気で行くんだという表明をしてますよね。議会でもしてますし、国保運営協議会でもしてきてるんですよ。そのことを私は評価してきました。だから、この3,200万円、毎年くるようになったけれども、これで国保に入ってる人たちはそう喜べないわけ、全然。安倍さんが言ってるのは、低所得者が下がったんだからいいじゃないかと言ってるんですけど、そうになっていないということについて市長はどう思いますか。これは、それを帳消しにするんじゃなくて、その分高田についても、低所得者の国保税を下げることに活用すべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長(飯沼憲一君) 今回の保険者支援制度の拡充の目的は、国保特別会計の安定化を図るものでございます。一般会計からの繰り入れが少ない保険特別会計の基盤がある程度安定している保険者では制度拡充の配分額を財源に、保険税率の改定も可能であろうと考えられます。保険者によって異なると考えております。

本市におきましては、平成26年度の決算において

も税負担緩和分として、赤字相当分として約6,400万円を一般会計から繰り入れ、税負担をすでに軽減いたしております。すでに、低所得者対策を行っているものであり、今回の増額配分は、その財源の一部として活用されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 飯沼課長、そこまであなたが、市長に質問したのに答弁するのなら、あなたは、この問題で民主商工会から申し入れを受けましたわね。(12番(河野徳久君) 議長、もう3回言ったんじゃないでしょうか、議事進行です。)2回目です。3回目です、今。

○議長(安達 隆君) 小さい項目でいきますので、いいということです。

○18番(大石忠昭君) 議長、そういう意見をまとめてくださいよ、議長の権限で。時間がもったいないでしょ。私なんか長く議員をしておりますから、そういうことは常識でわかってますよ。「そちらのほうでたがた言われることはない。」議長の指揮において議事進行してもらうのに、私が今市長に質問したんですよ。それに、課長があんな答弁したでしょ。どう思いますか、議長。基本的な問題なんです、これは。私は市民のことを思うから言ってるんです。市長、答弁がないのなら、ないでもう行きますよ。大事な点なんです。だから、これ最後ですからね。

これは、今の課長の答弁は、何か原稿を読み上げましたけれども、私がこの問題を最初あなたに質問したときに、全然理解してなかったでしょ。民主商工会からこの問題で、この1,700億円、この分については高田でも引き下げに使えるという申し入れを受けたんですよ。答え切れなかったでしょ、こんな金がきてるかどうか。恥ずかしい話じゃないですか、担当課長として。だから、課長に質問してもだめだと。国に向かって、もっと頑張ってもらいたいんだけど、同時に市長が市民の高すぎる国保税を下げるといふ気持ちがなかったら、国に物が言えないんですよ。もう一回、市長の考えを述べてください。理解してないでしょ、この問題は。答弁できないんやったら、時計とめてください。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開

きます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 再度、私からお答えいたします。

先程課長が答弁したとおりでありまして、市民の国保税を安くするというので、もはや一般財源から入れております。そういうことは、先取りをしてもう約束しているんだと、そういう気持ちであります。そういう面におきまして、一般財源からできるだけ入れてはいけないのを、もう我々は入れてるわけです。そういう面では、この一般財源から出た部分について補填するという、そういうことでやっているということでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） では、3番目のペナルティーの問題についてですね。これも、もう簡単に市長の答弁求めたいんですが、毎年約300万円のペナルティーがついてるんですね。これも、その分は一般市民の税金から国保税には補ってるんですよ。これが残れば、今までの分も300万助かるし、今後も、市独自でやった場合も助かるわけなんですね。だから、市長として国に向かってこのペナルティーを撤回してくれという働きかけをしてもらったら、市民の全体の得になると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 先程課長が答弁したとおりでありまして、市長会から要望していると、これは一番強いことであります。私も、市長会の一員としてやっているということです。

以上です。

○18番（大石忠昭君） 一員としてなんですかね。

そこんところは、もう1回やろうかな。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長会を通じてやるのが強いということで、市長会でもうやってるっていいことですか。これ、やってないですね、今、私の調査では。これから、やってないから永松市長が提案してやって、市長会としても国に向かってペナルティー廃止するために頑張るといいことですか。それだったら高く評価しますよ。市長、どうぞ。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 先程答弁したとおりにやっておりますので、そういうふうにいこうと思っています。

○18番（大石忠昭君） じゃあ、次いきます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もうこれで20分経ちましたので、あと、第2番目は12号議案、一般会計の補正なんですけれども、これの1は、今、中尾議員の質問がありましたので、省略します。

2のシカやイノシシ捕獲についてですね。今回、補正予算が二百何十万提案されておりますけれども、これ、報奨金の変更なんですけれども、ほんの3分程度で説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 農林振興課長、吉止勝幸君。

○農林振興課長（吉止勝幸君） それでは、シカ、イノシシなどの捕獲事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、シカの猟期内の捕獲に対する報奨金の単価の増額と、当初の想定を超えるシカの捕獲数の増加が主な原因でございます。

まず、報奨金の単価の増額につきましては、シカの捕獲に対しまして、平成27年度当初予算では、猟期内で1頭当たり、国・県・市を合わせて1万円を計上しておりましたが、本年度に入りまして、県が国の交付金事業を活用し、1頭につき2,000円増額したことに伴い、猟期内の1頭当たりの報奨金が1万2,000円となったところで。

また、捕獲頭数の増加につきましては、シカの捕獲数を当初予算では1,630頭を計画しておりましたが、実績では1,907頭を見込んでおり、当初予算と比較しまして277頭の増となったところで。

その一方で、イノシシの捕獲頭数が計画に比べて325頭減少したことから、差し引きをいたしまして258万9,000円の増額となったところで。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） この事業につきましては、年々、国のほうも県のほうも、やっぱり鳥獣被害の問題を重視しまして独自の予算措置をするようになりました。よって、市が当初予算を組んだ段階では、県の補助金プラス2,000円がまだ決定されてなかったんですね。今回初めての補正ですから、よくわかります。

しかし、私なりに分析してみますと、予算総額は毎年上がってるんですけれども、捕獲量もふえてますけれども、実際に捕獲した数よりは、繁殖数が激し過ぎて個体が多いと思うんですね。大体、よその議会でも議論になりますと、今の豊後高田でいうた

3月11日

らば、シカの生息数を幾ら見るのか、それからイノシシの生息数をどう見るかという、個体を減らすということで込み入る議論をされておるんですけど、高田のほうでは、大体これだけやって1年間にシカで約2,000頭前後になりましたね。それから、イノシシで1,000頭前後のようなんですけれども、このことによって、実際に、3年前、5年前に比べてみて、生息数は減ってると見るのか、まだ横ばいなのか、ふえておるのか。実際は、ふえてるという状況じゃないかと思うんですけども、その辺をどう見るのかね。もう時間がないから、やっぱり新年度に向けてさらに研究されて、捕獲数をふやして、生息数を減らすという努力をしてもらいたいと思いますが、担当課の説明を求めます。

○議長(安達 隆君) 農林振興課長、吉止勝幸君。

○農林振興課長(吉止勝幸君) それでは、捕獲頭数の状況についてご説明をさせていただきます。

これまで、平成23年度からこれまでのイノシシとシカを合計した捕獲頭数につきましては、23年度に2,054頭、24年度には2,206頭、25年度には2,393頭、26年度には2,977頭、本年度見込みが2,860頭を見込んでおるところです。

シカの生息密度につきましては、今、手元にデータを持っておりませんが、年々、密度については減少しております。

ただ、適正な生息密度にはまだ遠いということで、今、議員ご指摘のとおり、これからまだそういった捕獲頭数の増加に向けた取り組みを徹底してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 次は、補正予算の小・中学校のエアコン設置の予算についてであります。先程土谷議員から質疑があり、教育委員会が回答終わりましたので、教育系のことは明らかになりましたので、一つ、二つといえば、建設課長から、できるだけ地元業者に発注できるように可能な限りやるということなんですけれども、その中に、今から設計してみてなんていう答弁があったと思うんですよ。これはもう設計料だけでも4,000万以上かけて設計が早く終わってますわね。さらにまた設計が要るのでしょうか。

それから、私はこの聞き取りの際に、課長に基本的にはやっぱり「エアコン、エアコン」と本当に、前の都甲教育長時代から議会で議論してきましたけど、ようやく市長も英断を下していただいて27年度

でやろうとなったんだけど、実際は、文科省のほうから補助金、交付金の目処が立たないということでこうなりましたが、市長の守衛なんですよ。中津の場合は、交付金なしでも、去年、中学校全部完了しましたね。佐伯市についても、「よし、教育費予算のほうでやるぞ」ということで、補助金なくてもやった例があるんですよ。

しかし、交付金、税金もらってできるようになったことについては評価いたします。

よって、1日も早く完成をしてもらいたいし、稼働してもらいたいんですけども、その時に、業者選考が一番問題ですわね。小学校で11校、中学校で7校ありますわね。だから、計算的には、逆算計算でいけば、6月末に完成するとすると、いわゆるどれぐらいの1校当たり工期がかかるという計算でしょうか。そして、そうすると、何業者を一遍に発注すればよいかちゅうことになるんよね。何とか、実際の1つの学校の工期がこうなれば、1つの業者に2校、3校持ってもらってもいいから、やっぱり市内業者を優先して発注するようにしたほうがやっぱり地域振興につながると思いますんで、その辺どう考えるかということをお願いします。

○議長(安達 隆君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

設計につきましては、設計というよりも積算、現在のエアコンの価格とか、そういった分の単価を入れる設計という形になります。

業者の選定、工期についてですが、工期につきましては、およそ5カ月ほどかかるようになります。

ですが、これは、全ての学校ごとに分割した場合ともそう変わるものではありませんので、これにつきましては、6月末という工期をうちのほうで守っていきたくて考えておりますので。

それから、できるだけ市内の業者にということですが、分割して発注をということですが、学校単位の工事金額が高くなりますので、分割できるものは、市内業者に発注できる分割できるものは分割して発注したいと考えております。

それから、金額的に市内業者だけでは指名ができないものについて、県内業者も含めた形で発注を行いたいと考えております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) もう1点ですね。夢いろ幼

稚園の空調設備が昨年故障しまして、園児に大変迷惑をかけたことがありましたね。よって、今回のこの工事、約4億の工事なんですけれども、どれぐらいの耐用年数を見ているのか。夢いろみたいに、まだ新しいのに壊れるようなことがあった時には、その施工業者の責任にするのかどうなのか、その辺をはっきりさせてください。もうなるべく、これも工期を早めたために工事ミスが出たということのないように、監督も十分やってもらって、7月1日、ちょうど金曜日になりますけれども、7月1日からは稼働できるようにしてもらいたいと思いますが、よろございますか。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 耐用年数につきましてですが、約15年を想定しております。

それから、工事の施工管理につきましては、十分に受注業者とも連絡をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次は、第18号、市の総合計画基本構想についてであります。これは、これから将来10年間、市がどういうふうな行政運営をしていくか、基本になる大事な計画であり、議会の議決事項になっておりますので、幾つか質問したいと思うんですけれども、市は、人口ビジョンや総合戦略をもうすでに10月末に決定しましたね。これは、議会の議決事項じゃないものを決定しました。こちらの、きょう、今回、提案されてる総合計画は、本当に10年間を見据えた、市にとっては一番基本中の基本のものですわね。これがおくれたことについて私は疑義を持つものなんですけれども、こんな大事なものを議会には前もっての説明というのは一度もありませんね。一度もないですね。こんなことも初めてでしたね。

それで、市長の基本的な考え方で、なぜ人口ビジョン、総合戦略されたのかね。これは、基本的にはことしの3月末までにつくればいいんであって、よその市町村ではそういうことですわね。それをなぜ高田は早々とやって、それからこれにかかったのか。これ、逆さまじゃないかと思うんですが、どうかという市長の見解を聞きたい。

それと、前期計画ですわね。前期計画というのは、合併した後に議論をして、議会の議決を得てつくりましたね。平成27年までどういう豊後高田市をつくっ

ていくのかと。

ところが、永松市長が「いや、人口3万目指さないかん」と言い出して、途中でつくり変えたんですよ。ここに計画書がありますけど、これ、コンサルタントに出しただけで400万かかってますよ。400万円業者に出してつくったんですけれども、これとの関係、これをゆうべよく読んでみました。今期、きょうもらってますのも、そのまわりまで読んでみましたけども、大きな違いがありますね。これも人口問題なんですわね。今まで目標、目標をという感じで掲げてきたものが全然なくなって、推定、推定へと変わってきたんですよ。この辺の、この前回改訂版と今度の違いというのを、市長、どういうことでそういうふうに変ったのかどうかを明らかにしてください。

それから、やはり将来、市長があと10年市長を続けるわけじゃないですからね。ないでしょ。ないからですね、やっぱこれは誰が市長になっても、基本的には議会の議決事項なんだから、本当に慎重に議論をして、これに沿って10年間やってもらわないかんわけですわね、基本的にはですね。だから、市民が主人公ですから、市民の意見の収集というのは、この策定に当たってどういう形で収集してんのかね。

それから、審議会の審議委員が12人、名簿もらいましたけども、なんと肩書も書いてないようなね、本当、これほど議会を侮辱した話はないですよ、本当。審議委員の肩書もない、会長もない、副会長もないような名簿を出すような担当課は、これ、藤重課長のほうですかね。そんな資料しか出さないような課長が、課長の資格が問われる問題だと思うんですよ、私は。だから、よって審議会の審議の中でどういう意見が出されて、これがこの計画に取り入れられたか取り入れなかったかということを教えてください。

あと、情報公開で全部議事録とってあると思いますから、はっきり教えてください。

以上です。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 第15号議案についてお答えいたします。議員ご質疑の基本構想と人口ビジョン及び総合戦略との関係についてでございます。

今回提案させていただいております基本構想は、市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの目標や主な施策を定めた長期的な市

3月11日

政運営の基本指針となるものでございます。

人口ビジョンにつきましては、本市の人口状況などを分析して、中長期的な人口の将来展望を定めております。

また、総合戦略は、人口ビジョンで描く将来展望を実現するための目標や施策を盛り込んだものでございます。

この総合戦略は、国から平成27年度中の策定が求められ、その取り組みを実行に移した地方自治体には、国からの財政支援として地方創生先行型上乗せ交付金が交付されることとなっております。

本市におきましては、早期に創生事業に着手し、地方活性化に取り組むべきと思いましたので、議員の皆様にご説明させていただき、昨年10月に、豊後高田市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと“全力”創生プランを基本構想に先駆けて作成したところでございます。これによりまして、総合戦略をいち早く実行段階に移すことができたゆえに、1,000万円という大きな財源が確保できております。

次に、現行の総合計画改訂版と、今回の提案させていただいております基本構想との比較についてでございます。

現行の総合計画改訂版では、直接的に人口増につながる施策に力を入れることとし、4つのまちづくりの基本目標と5つの重点戦略プロジェクトを掲げて取り組んでまいりました。

現在、本市が直面しています大きな課題は、人口減少問題の克服と地域の活性化を図ることと考えておりますことから、今回の基本構想の太宗は総合戦略となっております。したがって、総合戦略で掲げた4つの柱を基本構想の重点戦略プロジェクトとして位置づけて取り組んでいくことといたしております。

基本構想は、市のまちづくりの方針を示す最上位計画でございますので、当然のことながら、下位計画である総合戦略を包含し、人口ビジョンを反映させたものであることから、人口ビジョンの将来展望が基本構想における将来推計人口でございます。表現は、将来推計人口といたしておりますけれども、ただの推計ではなく、これまで市が挙げて取り組んできた定住促進施策が実を結び、社会増という目に見える効果となってあらわれている現状を勘案するとともに、さらに新たな基本構想による各種施策の発展的な展開を視野に、市独自に推計いたしましたものでございます。この市の推計によります今から10年

後の本市の人口は、国の推計人口よりも減少幅が大幅に緩和されることとなります。

しかしながら、市民の皆様、議員の各位のご理解をいただきながら、これまで以上に各種施策に取り組まなければ、将来推計人口の実現は大変厳しいと認識いたしております。

また、今回の基本構想では、3万人は明記しておりませんが、引き続き大きな旗印として、市民の皆様のお力をいただきながら、これまで以上に各種施策に取り組む必要があるとも考えております。

次に、市民要望などについてでございますが、昨年、総合戦略を策定するに当たり実施いたしました市民アンケート調査の結果などを基本構想に反映させていただいております。

次に、総合開発審議会での審議についてでございます。

委員からは、観光や農業振興などに関する大変多くの貴重なご意見やご提言をいただいたところでございます。審議会でのご意見などは、答申書としてまとめられ、2月3日に審議会会長より市長に答申され、基本構想に反映させていただきました。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） この議案については、14日、総務委員会で議論しますので、そこで詰めた議論をしますが、1点だけ市長ね、私はもう何度も執行部と議会の関係で意見を述べてきましたね。やっぱ議事を侮辱しちゃあいかんよと。我々も選挙で選ばれた市民の代表ですよ。市長もそうですね。なのに、今の説明聞いて矛盾点を感じませんか。総合戦略の中で重点事項を4項挙げてますわね。これが基本になるから、これの下で総合計画するって、こういう説明なんですよ。総合戦略つくるために、市民の意識調査もやりましたと。高校生はほんのわずかですけどね。そういうことですよ。そうじゃなくて、私は、法律解釈からいっても、市の10年間のこの総合計画、基本構想が一番主になると思うんですよ。だから、議会の議決事項になってる。今説明があった総合ビジョンについては、議決事項じゃないんですよ。ないですよ、うちは。きょう議論しているものは、議会の議決事項なんだから、本当は何人もの発言者があって議論がないといかんわけですよ。残念ながら時間がないから。もう少しやりたかったけどね。総務委員会でやりますけれども。

しかし、これは、この大事なことを決めるのに議

員の意見を聞いたですか。「総合計画、基本構想をつくりたいから、いついつの3月議会までに出したいんじゃが、皆さん、何か意見があったら出してください」というようなことが一度でもありましたか。ないでしょうが。ね。どうなってるんかと。よそでは、これを一緒に出すってところもある。宇佐なんかは、先に総合計画を決めて、それから総合戦略を今練ってます。こうなってる。これが本当なんですよ、地方自治法の精神からいったら。その辺、市長どうなんですか。本来ね、やっぱ議会を侮辱するようなことがあってはならないことなんです。我々は市民の代表ですから。本当は中身の問題のもっと議論があるんだけど、それは総務委員会でやりますから、今は基本的なことだけ述べてください。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） お答えいたします。

私は、議会をちゃんと尊敬し、そしてまた尊重してやっているつもりであります。そういう面では、議会のご意見をよく聞いてやっていると思っております。

今回の総合計画も、3人の議会の代表の方に出दैだいであります。

それから、確かに、総合計画と総合戦略、これについての考え方あります。私どもはどうしても、先程も言いましたように、10月までに総合戦略を決めれば、国のほうからもそれに相当の、今は1,000万いただきましたけれども、そういうものもいただくという、そういうことの中で皆さん方にお願ひし、この総合戦略をつくりました。

だから、確かに、総合戦略をつくってないところもあります。多分、市長が新しく変わったところ、大分市なんかはつくってないんじゃないかと思ひますけれども、積極的にやっているところはほとんど、国からの金をもらいたいということの中で総合戦略をつくりました。

それと同時に、今、総合計画と総合戦略の中で、私どもは、もちろん総合計画の中の一部であるということには間違いありません。そういう面で、総合戦略を総合計画のプロジェクトとして、そして、そのプロジェクトとしてやっておりますんで、やはりその一部の中でやっているとということで、積み上げがあ

りますんで、だから総合戦略が総合計画の上位であるということは全く考えておりません。やはり総合計画があつて総合戦略。

しかしながら、今言いましたように、どうしても総合計画をつくって総合戦略を出すには時間が足りなかったということの中で、どうしてもそういうことをさせていただいたと。そういうことの中で、基本的なもんとしては、総合戦略も総合計画も、ほとんど流れとしては同じだと私は思っております。そういう面で、総合戦略はプロジェクトとして中にいつているということも、よく読んでいただければわかると思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、市長が持論を述べてるけども、私の言った点は述べてないんですよ。大事な、地方自治法上からいったら、私の指摘は道理じゃないんですか。総合計画、基本構想が先でしょうが。ね。議会の議決事項で一番市の基本の基本になることでしょ。総合戦略、人口ビジョンの後というのは安倍首相が言い始めまして、やっとな法律つくって、やっとなこのごろから始めたことなんです。基本問題を言ってるの。その基本が狂ってはいかんよということを言っとなわけね。私が思うことは何でもやるっちゃうことにはならんでしょうが、結局。そんなもんじゃないでしょ。日本は憲法や法律があるんだから。そのことを指摘しておきます。

次にいきます。時間がありませんので、あと、この中小企業振興条例もちょっとやりたいんでね。

もう19号議案については、14日の総務委員会で時間かけてやりますんで、これ、もう取り下げます。十分ありますからね。

あと、最後の46号議案の中小企業基本条例についてであります。

このことについて、先程課長から説明がありましたけども、中尾議員のほうから市民にわかるように説明してくれという質問がありましたわね。それに答えてあつたんですけども、あれではよく理解できるでしょうかね。私は時間がないので。

今回の問題というのは、やっぱり私は、豊後高田市の将来を担う商工会議所の青年部や、あるいは地元中小企業の同友会などの皆さんが、やはりよその組織に比べまして、豊後高田の場合、よく勉強されておつて、なんと京都大学の岡田先生を講師に呼ん

3月11日

で、この市の振興条例をつくらせるためにそういう段取りをしたということは、日本でも誇るべきことなんですよね。岡田先生自身が「大石さん、豊後高田ってどうなってるんかい。すごいな」と、「永松市長がすごいっちゃうのは新聞・テレビで言ってるけれども、そうじゃなく、支えてる中小業者が私まで呼んでこれだけのことをやってくれるっていうのは、もう全国ないことだ」と、大変感激しましたね。そっから出発なんですよね。

私も、講演会に行きまして聞きました。なんとレジュメだけの7ページありまして、時間かけて講演があったんですけども、もう感激、感激でしたね。市長もおられまして、感激したと思うんですけど、それを受けて私は、今からちょうど2年前の3月議会に、市においても、これは大分県でいったら大分県と大分市しかないけれども、その次に高田がつくるという勢いでやっぱりつくらないかんという提起をしたと思うんですよ。当時の課長が今それに向けて努力をしていくというね、段取りしていくという答弁があって、やっとここに至ったんですけども。

質問したい一番大事な点は、その過程の中で、おととしに、法律が小規模業者に対する振興法ができたんですね。これはもう、この講演会があったころは、その法律は予定されてなかったんですよ。中小企業振興法に基づいて、もう1本、小規模の小規模業者に対する、高田でいうならば5人以下の業者ですね、ここを国や行政がもっともっと光を当てて、財政的援助もやらないかんですよってなったわけですよ。このことは、この条例にどう活かされたかということを知りたいんです。これが1つの問題ですね。

それと、もう1つは、第4条で市の責務をうたっています。この市の責務を、本当に市の執行部も議員もわかるように、具体的にはどういうことかと、原稿なしでひらくちで述べてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第46号議案、豊後高田市中小企業振興基本条例の制定と小規模企業振興基本法との関連についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、小規模企業振興基本法についてでございますが、この法律は、中小企業基本法の基本理念に則りまして、概ね常時使用する従業員が20人以下、商業・サービス業につきましては5人以下の小規模

事業者の振興の基本方針を定めたものでありまして、事業者、国及び地方公共団体の責務、国の基本的施策等を定めたものでございます。

今回、ご提案申し上げております豊後高田市中小企業振興基本条例についてでございますが、この条例では、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げます「中小企業者」及び同条第5項に規定する「小規模企業者」を「中小企業者」として規定しておりまして、小規模企業振興基本法に規定されております「小規模企業者」及び「小企業者」を包含したものでございます。

小規模企業振興基本法第7条第2項におきましては、地方公共団体の責務として、小規模企業が地域経済の活性化や地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるように努めなければならないことが規定されております。

今回の条例におきましても、地域経済における中小企業の重要性を認識し、地域経済の基盤となる中小企業者の果たす役割を市民、事業者、関係団体、市が共通の理解を持って振興していくことが重要であり、それによりまして市内経済の発展と市民生活の向上につながることを目的として制定しており、基本的に、小規模企業振興基本法の趣旨とも合致しているものでございます。

次に、第4条に規定しております市の責務についてでございますが、中小企業者や関係団体と中小企業の振興について連携・協力して、本市に合った施策を行うものとしております。

さらに、中小企業振興のための適切な施策を推進するため、必要な財源措置を講じることや地域循環型経済の確立に向け、工事の発注や物品及び役務の調達に当たって、受注機会の増大に努めることを規定しているものでございます。

この条例を中小企業の振興の柱としまして、地域の活性化を図り、ひいては市民生活の向上に寄与できるように活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) あと5分になりましたのでね。

実は、昨年11月17日に、宇佐・高田の民主商工会の役員の方から市長宛てに、このことについて要請文が出されました。本来ならば、商工観光課長が対応をしてもらえばよかったけれども、総務課長が対応したんですね。ところが、総務課長がこれ、

全部回答を口頭でやりました。その時に、総務課長自身が小規模振興基本法について理解してなかったんですね。それで、今、何か、あなたはこの条例でこれが活かされたかのように、とればとれないことはないんだけど、やはり、やっぱり担当課においても総務課においても教育チームをつくってるんだから、その法律ができた段階で、やっぱりもっと高田においては、大分市と比べてみて全然違うものにせんといかんというふうになるわけでしょ。最近つくった条例では、全部条例の名前も、高田の場合は中小企業振興条例だけでも、中小企業・小規模業者振興条例と、こうなっておるんですね。大体そうってますね。だから、そのことは、都市部で法律が新しい法律ができたんだから、これを具体化するということにならないかんかと思うんです。それをなつたんですかと。その法律などを教育チームに配って、こういう法律ができて、市の責務もこうなつたんだからという議論をしたんかどうかね。もう1つは、市内の中小業者の中で、小規模といわれる方が何業者おるという理解なのか。これ、大事な点なんですね。そして、やっぱりこの条例つくつた以上、小規模といわれる方にも仕事を与えるような公共工事を発注していかんといかんと思うんです。その辺どう考えてるか答えてください。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 再質疑にお答えいたします。

まず初めに、市内の小規模企業者がどのくらいあるかということですが、先程ご答弁申し上げましたように、小規模企業者として規定しておりますのは、中小企業基本法の第2条第5項に規定しているのが小規模企業者という定義でございまして、先程申し上げましたとおり、概ね常時使用する従業員が20人以下、商業・サービス業については5人以下というような規定になっております。

この規定に基づきました小規模企業者の数ですが、平成25年に、豊後高田市中小企業調査というものを実施しておりまして、それに基づきますと、その時点で817社が市内に存在しているということでございます。

なお、5人以下に限定した事業者につきましては、その数は把握しておりません。先程ご答弁申し上げましたとおり、小規模企業振興法の下ですが、先程、第7条に規定されてますように、小規模企業の重要性を認識して、市民にもわかるよう努めてほしいと、

努めるようにというような規定がありまして、今回の条例には制定したと、理由の一つになっております。

また、市内経済の発展のためには、やはり5人以下の企業だけではなくて、中小企業皆さんの振興が必要だと考えておりますので、今回、この条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) この条例を制定することによって、これまでと比べてみまして、中小業者、それから小規模業者について、何か恩恵を受けられるようなことが具体的にどういうことがあるの。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 先程もご答弁申し上げましたこととかかわる面がありますが、条例のほうでも定めてますとおり、市といたしましては、中小企業の振興のために適切な施策の推進や財政措置を講じること、また、工事の発注や物品・役務の調達に当たって、これまで以上に受注機会の増大に努めることに取り組んでいくというものでございます。

以上でございます。

○18番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩します。午後の会議は13時に再開をいたします。

午前11時35分 休憩

午後1時0分 再開

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。

4番、甲斐明美君の発言を許します。

○4番(甲斐明美君) こんにちは。日本共産党の甲斐明美です。

5年前の3月11日に、震災に遭われた東北地方の方々の心の復興、そして地域の復興がまだまだ進んでないように思います。早く日本中の人々の力で皆が幸せになれるようにしていきたいと感じております。

1項目め、第12号議案について。千年の時を刻む心いやす郷づくり推進事業について質疑します。

地域活力創造課と農林振興課で合わせて約3,000万円予算を計上されています。田染地域での事業と聞いていますが、田染のどの範囲でどのような事業をされるのでしょうかお伺いします。

○議長(安達 隆君) 地域活力創造課長、川口達也君。

3月11日

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、第12号議案、千年の時を刻む心いやす郷づくり推進事業についてのご質疑にお答えいたします。

本事業は、田染地域におきまして里山景観の再生を中心に、都市部住民との交流・移住を促進し、定住人口の増加を図るものでございます。

昨年11月に、国の地方創生先行型先駆的事業分の交付決定を受け、これまでに景観再生の指針づくりや古民家の交流施設への改修、関東圏の子育て世代を対象とした田舎体験プログラムなどの事業を実施してきたところでございます。

今回の補正予算における本事業では、こうした流れを踏まえ、より具体的な取り組みを進めていきます。

まず、里山景観の保存再生として、小川の再生と地域に植生していた草花などの植栽、竹林等の整備を行うとともに、「としゃく」やかかしなどのある風景の再生や史跡への散策路整備等を行います。また、交流・移住促進に向けて、田舎体験プログラムづくりや地元組織の育成を進め、地域住民との交流を通じて都市部の子育て世代等に対して、第二のふるさとと感じてもらえる地域づくりを進めます。

あわせて、居住先となる空き家の整備や古い民家の活用等による地域の交流、移住の受け皿づくりを行っていきます。

次に、当地域で昔から栽培されてきたマコモやキクイモなど、健康によいとされる作物等の生産拡大に向けた体制の確立に取り組むとともに、地域に見合った新たな作物栽培について、都市部の大学等と連携し、調査研究とモデル園整備を進めながら、学生による恒常的な交流事業にも取り組んでいきます。

このように、日本の原風景とも言える里山景観の再生と、それをもとにした交流を進めながら、この豊かな環境で子育てを希望する方などの移住促進を図り、次代に続く里山づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑をします。

これだけ3,000万円近く投資をして、事業の効果が上がるのかどうかお聞きしたいと思います。地域を知りたかったのですが、どの地域を考えておられるのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、甲

斐議員の再質疑にお答えします。

地域ということですが、先程申しましたように、田染の中でも特に代表的な土地、そして資源がございます。田染の荘、小崎、それから国宝富貴寺、それから真木大堂等の重要な文化財等もございます。そういう地域を中心に、センター、核をつくるという形の中で、田染地域の中にその効果が発揮できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質疑をします。

この田染の荘というのを日本的にすごく有名にしてくださいというのもあるんですけども、この事業を将来的に継続して美しい景観を残していくということは、見通しがあるのでしょうか。今後の人づくりが大切になってくると思います。ぜひ田染の地域の人が住み続けられる、そして移住者が集まってこられるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、甲斐議員の再々質疑にお答えします。

先程ご答弁申しましたけれども、今後、地元組織の育成も含めて、やはり行政だけではこういうことはなかなか難しいことはもちろんありますので、先程の地元の組織の育成ということを踏まえまして田染に住んでおられる方皆さんでこの地域を残していくということ、また、そういう中にまた新しく移住等されてきた方を含めて新しい力をご協力いただきながら、次代に続く里山づくりというものを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、2番目の項目ですが、2項目から15項目までの議案のことですけれども、ちょっと全部質問する予定にしておりましたが、いろいろ検討してみましたが、時間が足りなくなるとお思いますので、次の分を取りやめたいと思います。4つの議案を質問しますので、取りやめるところは、2、3、4、6、10、11、12、13、14、15です。

それでは、5項目めの第25号議案、中央商店街駐車場及び昭和の町のバス駐車場について、事業内容及び指定の根拠をお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、第25号議案の中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場の指定管理についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、施設の概要についてでございますが、中央商店街駐車場は、主に昭和の町に訪れた観光客用の駐車場でございます。駐車台数は98台で、機械による管理装置が備わっております。昭和の町バス駐車場につきましては、中央公園に隣接し、駐車台数は15台となっております。業務内容といたしましては、この2つの駐車場の運営管理全般でございます。

指定の根拠といたしましては、これまでの管理運営者としての業務実績と昭和の町との一体的で効果的な施設運営を図る観点から、豊後高田市観光まちづくり株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑をいたします。

駐車場のバスの利用は年間大体何台くらい、そして、その他乗用車などは何台くらいとめられているんでしょうか。そして、観光まちづくり株式会社に年間幾らの委託料を市は払っているのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 今回、指定管理に伴います来年度の見込みの数字で申し上げますと、中央商店街の個人客が年間2万5,000台、昭和の町バス駐車場の団体客が2,000台を想定しております。利用料金の収入合計が990万円という形でございます。支出も同じく990万円、差し引きゼロというような計画でございます。したがって、指定管理料もゼロでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 今聞きましたら、来年度の見込みということでは言われたんですけども、今とどうか昨年度、または最初の計画した時の台数、それと合わせて達成できているのでしょうか。

先程言ったように、年間どれくらい入れれば採算が合うかということで、今プラス・マイナス・ゼロのように言われましたけれども、その達成はどうなんでしょうか。そして、観光客をふやすにはどうしたらよいか、お考えをお聞かせください。

○議長（安達 隆君） ただいまの発言は、質疑の範囲を超えておりますから注意します。続けてくだ

さい。4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、第27号議案並石ダムグリーンランドについてお尋ねします。

並石ダムグリーンランドの事業内容及び指定の根拠についてお願いします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、第27号議案の豊後高田市並石ダムグリーンランドの指定管理についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、施設の概要についてでございますが、豊後高田市並石ダムグリーンランドは、都甲地区の並石ダムに隣接する観光交流施設でございます。業務内容といたしましては、施設の運営、維持管理全般でございます。

指定の根拠といたしましては、地域を主体とした効率的な施設運営や、これまでの管理運営者としての業務実績を踏まえ、東都甲地域開発委員会を指定管理者として指定するものでございます。

また、来年度から宿泊棟の簡易な修繕を行い、現在中止しております宿泊業務を再開することとしておりまして、今後は、市内の滞在型観光の拠点施設として宿泊客の利用増進を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 次に、第28号議案、長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里の施設についてお尋ねします。事業内容と指定の根拠をお願いします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第28号議案の豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里の指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、施設の概要についてでございますが、豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里は、都甲地区の天念寺に隣接した地域の観光交流拠点施設でございます。業務内容といたしましては、施設の運営、維持管理全般でございます。

指定の根拠といたしましては、地域を主体とした効率的な施設運営やこれまでの管理運営者としての業務実績を踏まえ、天念寺周辺整備開発委員会を指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑します。

先程並石ダムなども、効率的な施設運営ができるためにこの指定管理者をしたということなんですけ

3月11日

ど、これでは、私などは全然わからないんです。指定の根拠というのはどういうことなのかということをもっと詳しくお話ししていただきたいと思います。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第28号議案の再質疑にお答えいたします。

指定の根拠でございますが、先程、地域を主体とした効率的な施設運営やこれまでの管理運営者としての業務実績を踏まえというふうにお答えしましたが、この意味としましては、この指定管理者自体が鬼会の里施設がある都甲地区の方々で構成されているのが天念寺周辺整備開発委員会の皆様でございます。そうした地域の自主的な活動を支援する意味もありますし、これまでの長い間、こちらの団体の方がきちっと施設運営をやってこられて、特にトラブルもなく運営をしていただいていると、そういった実績を踏まえて指定するという意味でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) だいぶわかってきました。

確かに、都甲地区で鬼会の里のテレビとか、そういうので、私は行きたかったんですけどちょっと行けなかったんですが、そういったのを見まして、すばらしい伝習文化だなというふうに、伝統文化だなというふうに思っておりました。今どれくらいの観光客があるかなどお聞きしたいと思います、きれいですばらしい施設なので、ぜひ今後のまちおこし、むらおこしのためも含めて、活用できるように取り計らっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 第29号議案豊後高田市夷谷温泉についてお尋ねします。

先程の事業内容及び指定の根拠ということでお尋ねします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第29号議案、豊後高田市夷谷温泉の指定管理についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、ちょっと施設の概要について答弁したいんですが、豊後高田市夷谷温泉につきましては、香々地の夷地区にある温泉施設でございます、一昨年に施設全般の改修を行いまして、露天風呂も完備したことから、さらに人気が高まっております。

指定管理の根拠でございますが、効果的な施設運

営を図る観点や、これまでの管理運営者としての実績、業務実績を踏まえて、豊後高田市観光協会を指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 再質疑します。

温泉施設の改装工事をされましたね。そしてお客さんが大変ふえたと聞いております。利益などがあれば指定管理料の額なども減らしていけるのではないかなと思うんですけども、指定管理料は少しは減ったのでしょうか。お聞きできますでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第29号議案の再質疑にお答えいたします。

夷谷温泉の指定管理料が軽減できるかどうかというご質疑でございますが、来年度の夷谷温泉の指定管理料としましてはゼロでございます。見込み、計画上の数字ですが、入浴料で維持管理を賄うということでございます。

ただし、大規模な施設改修、先程言いました露天風呂の改修とかそういった大規模な改修は市のほうで行いますので、この費用の中には含まれておりません。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 指定管理料の見込みですか、ゼロということで、私が想像したように随分減ったということです。大規模な改修などはどうしてもその指定管理料の中からというわけにはいかなければ、市がするのは当然かと思えます。これからも夷谷温泉を盛り上げていただいて、豊後高田に温泉がたくさんあるということで、みんなにも来ていただきたいと思えます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 16項目、第48号議案並石ダムグリーンランドの条例の一部改正について、1点目、開館時間が1時間ほど遅くなる理由をお願いします。

2点目、宿泊の利用料金を約2倍近くの4,000円以下に値上げする理由についてお伺いしたいと思います。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第48号議案、豊後高田市並石ダムグリーンランド条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、食堂兼直売所がある施設の開館時間の変更についてでございますが、指定管理者であります東都甲地域開発委員会より、現在の利用実態として、午前9時からの利用者が少ないという点と、開店に伴う準備時間を確保したいということから、利用実態にあわせて開館時間を午前10時に変更するものでございます。

続きまして、宿泊施設の利用料金の変更についてでございますが、市内の滞在型観光の推進を図ることから、来年度より宿泊業務を再開することとしております。これに伴いまして、宿泊棟のお風呂の改修、エアコンの設置など施設設備の修繕及び改修、そして寝具等の備品設備など、利用者が快適に施設を利用していただくための魅力ある施設づくりを行うこととしております。そのため、市内のほかの宿泊施設の利用料金等を考慮するとともに施設の安定的な維持管理を図る観点から、指定管理者とも協議を重ね、今回、利用料金の上限を2,050円から4,000円に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1について再質疑をします。

開館時間が9時から10時に遅くするという点で、余り朝早くからの利用者が少ないということですが、宿泊が始まればまた変わってくると思うんですけども、そういったことはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 宿泊の実態を申し上げますが、並石ダムグリーンランドの宿泊所は簡易宿泊所ということであります。夕食もあるんですが、申し上げますと、基本的にトレッキングとかそういった方、ウォーキングとかする方がよく泊まられておまして、宿泊をする場合は、夕食を言いますと、あらかじめ頼んで、正確には現在では決まっておられません。今後、改修していく中で地元の指定管理者のほうと協議して決めるんですが、今の検討の内容につきましては、夕食とかは事前に、午後5時ぐらいまでに言っていて、向こうのほうでおにぎりとかそういったお弁当を準備すると。そして、レストランのほうの、朝のほうの開店時間が10時から1時間下がることによって不便ではないかという点でございますが、そこら辺につきましても、利用者に不便がかからないよう、あらかじめ朝食のほうを利用者の不具合が起きないように、準備

できるように、ちょっと検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。あくまでもこの10時というのは、食堂というか、売店の開館時間でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2点目の再質疑をします。

宿泊の料金についてですが、今のところ、これまでも食事は全くつかなかった、素泊まりということだったんです。ですが、それが2,000円を4,000円以下にということで、食事をつければもっと高くすることになるのではないかと思います。1人1泊素泊まりで2,000円から4,000円以下にするというのは高過ぎるのではないかと思います。別府で、町なかで、温泉は近くに行くんですけども素泊まり2,500円で表示しているところもたくさんあります。

資料要求の中で、グリーンランドの宿泊者数が年間利用者が最高で平成20年が315人でした。平成23年度が100人というふうで、1日1人いないというような数です。この三、四年は宿泊をしていないということです。それではちょっと、今の状況から計算というか、宿泊をさせて4,000円とろうというのは、まあ4,000円以下ですけど、とろう。食事は少し上乗せをとるのは無理があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） この上限を2,050円から4,000円に上げるということについての理由についてでございますが、議員申し上げましたように、もともと並石ダムグリーンランドの宿泊施設というのは、夕食等は提供しておりませんで、以前は自炊するような形の施設としておりました。台所がありまして、自分で調理できるような形をメインにした宿泊所でしたが、一時中段した理由の一つでもあります。なかなか目が行き届かないといいますか、夜、そういう自炊をさせますと火の始末とかそういったことが心配されます。今回の改修につきましても、基本的には余り調理を自分たちでさせるのではなくて、先程言いましたように、あらかじめ食堂に連絡して、おにぎりとかそういったものを準備したものを食べていただく。基本的にはお湯を沸かすとか、そういった感じの簡易な食事を考えています。

したがって、先程言いましたように、食事料金等は含まれておりません。地元管理者との協議の

3月11日

中で、現在のところ、実際の料金としましては、利用料上限の内まで3,500円ぐらいの料金の設定のほうを考えております。

この理由としましては、先程も議員も申し上げましたように、資料を見ましても、さほど宿泊者数は多くございません。今後も幾らかふえるにしても、極端な増加は見込めないだろうと。ということ踏まえまして、今後長く安定的に施設を維持管理できるように、あえて少し高めといいますか、3,500円程度の料金設定で安定した維持管理運営をしていきたいと、そういう理由で今回引き上げるというものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 1日1人弱、1人弱というか、3日に1人というような宿泊客の人がいるわけですけど、そういう方をターゲットにと言ったら悪いんですけど、高めにとって、これからその人数でやっていくということなんでしょうか。

私は、先日グリーンランドに行ってきました、宿泊棟のほうがとてもほんとに、改装しなければ泊まれない状態でした。あの中はおひなさまや昭和をほうふつさせるような子供の着物とかそういったのを飾ってあったり、お人形とかつくったのを飾ってあったりして、とてもいいんですけど、何といても湿度が多いのか、カビのおい気がとても強くて、泊まれる状態ではないです。それも含めて今宿泊はできないということなんでしょうけど。これからも相当管理しないと、なかなかいい状態で保てるかなというのを私は疑問なんですけれども、高い料金で利用されるよりも、安い料金でたくさんの友達を連れてきて、トレッキングとかそういったのをする時には、たくさんの人と一緒にそこで過ごしてもらえような、何か工夫ができたらいんじゃないかなと思うんですけど、都甲はとっても空がきれいです。美しい風景もありますので、ぜひとも、私は余り高く値段を設定せずに、美しく管理してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) ただいま議員のほうからご指摘がありましたように、今現在は、長く宿泊棟を活用していなかったということもありまして、閉め切った状態が続いているということもありまして、カビのおい気をする。また、ふすまが一部破れていました、床のほうがちよっとはげてたり、

また、風呂自体も、全体的にいろいろ補修が必要です。

今回、この宿泊再開にあわせまして、今言われたような現在の問題点を全て修繕をいたします。破れているとか床のおかしいところは全て補修をいたしますし、お風呂につきましても大幅に改修して、きれいなものにやっていきます。あと、エアコンとかも設置して、快適に利用者の方が過ごせるようにしていく予定でございます。

料金につきましても、地元の指定管理者とも協議して、今上限を引き上げたんですが、先程から言いましたように、極端に利用者がふえるということは想定されませんし、たびたび頻繁に料金改定をするということもなかなか逆に不便をかけると思いますので、今回は4,000円のほうに上限を引き上げるということでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 17項目めの第49号議案、長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正についてですが、1点目、ログハウスなど宿泊施設の利用料金を値上げする理由について、2点目、宿泊施設や駐車場の利用時間の変更の理由についてお伺いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第49号議案豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、宿泊施設の利用料金を値上げする理由についてでございますが、長崎鼻リゾートキャンプ場は、花公園化の取り組みや現代アートなど施設の魅力づくりによりまして、年々日帰り客や宿泊客が増加傾向にあります。このような状況に伴いまして、場内の草刈りや施設の清掃などに係る維持管理費が増加していることと、今後、滞在型観光を推進し魅力あるキャンプ場づくりの一環として来年度、老朽化しておりますエアコンの取りかえやシャワー施設の改修、電灯のLED化、レジャーマットの整備などを実施いたしますし、今後とも良好な環境を維持していく必要があることから、今回、宿泊施設の利用料金を変更するものであります。

次に、宿泊施設の利用時間の変更につきましては、利用者が快適に利用していただくための清掃業務などの作業時間の確保を行うことと、実際の利用実態にあわせて現行の午後2時から翌日の午後1時までの利用時間を、午後2時から翌日の午前11時まで

変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の再質疑をします。

ログハウスの料金、利用料金ですが、資料要求により見せてもらいましたら、280円から780円の値上げです。一例では、大人7人用ログハウス、大人7人と言えばだいぶ安いんじゃないかと思いますが、家族で来ることがほとんどのようです。これまで8,220円が9,000円となり、780円の値上げになります。利用者にとっては痛い出費です。少し値上げ幅が大きいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 料金改定の根拠でございますが、現在の利用状況、これまでの利用状況と踏まえまして、今後の施設の運営管理を考えた場合、若干というか、若干運営費が足りない部分がございます。今回の値上げによりまして、適正な管理をしていくため値上げするというものでございます。

料金改定としましては、今回そんなに大幅に上げるものではございませんので、適正な範囲ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の再々質疑をします。

忙しい毎日の中で、親しい人たちとキャンプをすることは楽しい思い出になります。少しでも安く利用できるようにしてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 先程もご答弁申し上げましたように、施設の改修とかも行います。利用者の方が快適に利用していただくため適正な管理を安定的にしていくためにも、今回の料金改定は必要だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2点目の再質疑を行います。

宿泊施設利用時間が翌日の午後1時までだったのが午前11時までとなります。2時間の短縮となります。宿泊しない人の駐車場の利用については午後5時までとなると。そうなると、また2時間の短縮です。

一般客は、冬場はまだしも、春から秋にかけて午

後5時は明るく、まだまだ散策したい人もいるでしょうし、午後5時前に来られる方もいるでしょう。宿泊者以外の駐車場の利用台数は、資料要求では、年間1,518台、75万6,300円とあります。駐車場料金も1台500円ぐらいですので、冬以外はこれまでどおり時間を7時までにはしてはいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） この利用時間の改定につきましては、現在の利用実態、またその管理状況を踏まえまして、利用実態と管理の適正化を図るためにこうするものでございます。したがって、今回の改定は適正なものであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2点目の再々質疑をします。

この長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正で、特に時間の件でございますが、市民や市外からの人たちが、青少年健全育成を図る団体の方々に対して、もっとゆっくり過ごせるキャンプ場にしてほしいと思います。時間を短くするというのは相当なプレッシャーになりますので、ぜひとも今までどおりにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 利用時間の変更についてでございますが、やはり、管理上、非常に今の実態として苦慮しているという面がありますので、この時間を時間変更することによって適正な管理を実現したいというものでございますので、今回ご提案申し上げますとおりが適正だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 5番、井ノ口憲治でございます。これから先10年間にわたる豊後高田市のまちづくりの計画、第2次豊後高田市総合計画基本構想並びに5年間の過疎地域自立促進計画が策定をされました。そこで、第18号議案について2点お尋ねいたします。

1点目は、心いやす郷づくりの中で、千年村構想がうたわれていますが、どのような構想なのでしょう。

3月11日

○議長（安達 隆君） 続けてください。

○5番（井ノ口憲治君） 失礼をいたしました。2点目は、町なかに健康づくりができる公園とありますが、どこにどのような公園をつくるのかお尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、第18号議案、豊後高田市総合計画基本構想の内千年村構想についてのご質疑にお答えいたします。

本市は、奈良時代から平安時代にかけて開花した六郷満山文化に代表されるように、数多くの史跡や文化財が今日まで伝えられ、まさに千年の歴史が息づくまちでございます。

その中でも、田染地域は、国宝「富貴寺大堂」や希少な景観として国の重要文化的景観に選定され、世界農業遺産認定の核となった田染の庄小崎に代表される日本の原風景とも言える美しい田園風景が広がり、そこには、古来から続く人の営みが脈々と受け継がれてきています。

しかしながら、田染地域においては、少子高齢化が進み、地域の高齢化率は約50パーセントに達するなど、これまで営まれてきた自然と人がお互いを慈しみ共同作業を行う集落の暮らしそのものが困難になりつつあります。そのため、まずこの田染地域における風景をもとに、唱歌春の小川に見られる癒やしや懐かしさを再現する山や川、野原の草花などの自然景観や昔を思い出させる風景を一体的に再生し、後世へ守り伝えていくべき里山の風景として整備を行います。

また、田染地域は、貴重な文化史跡はもとより、山中や道端には石仏などの石像文化財も多く存在しており、こうした文化財や伝統文化などの保存継承を進めていきます。

次に、自然と歴史に囲まれた里山の豊かな環境を都市部住民に対する魅力とし、本市の教育環境や子育て支援をてこに、ここでしっかり子育てを行いたいと希望する方々を中心に体験プログラムなどによる交流を促進し、都市部における第二のふるさととじてもらえる地域づくりに取り組んでいきます。

また、地域内の空き家について、移住希望者のための受け皿としての整備を進めるとともに、地域の歴史を伝え、今後も残していくべき古民家などについて、交流施設等への新たな形で再生を行い、交流と移住を推進していきます。

そして、地域に合った産業づくりとして、昔から栽培されている作物などの生産体制確立や、新たな付加価値づくりを進める中、移住などを含めた新たな後継者の確保と地域の資源を生かした希望の持てる基幹産業の再生に取り組んでいきます。

このように、千年村構想は、地域の歴史を踏まえ、都市部にはない固有の魅力として日本の原風景とも言える美しい里山の景観を再生、磨き上げ、広く情報発信していく中、都市部との交流を促進し、こうした里山で子育てを希望する世代を中心に、移住者の受け入れと地域に合った産業おこしを進め、定住人口の増加を図っていくことを目的としており、この本構想を具体的に進めていくため、千年の時を刻む心いやす郷づくり推進事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 井ノ口議員の第18号議案についてのご質疑にお答えします。

第2次豊後高田市総合計画基本構想の施策方針にあります町なかに健康づくりができる機能を備えた公園の計画についてでございますが、昨年、第3回の定例会で市長がご答弁申し上げております市の健康づくりの拠点として旧庁舎跡地に公園の整備を計画しているものでございます。

整備内容につきましては、旧庁舎跡地のスペースに、市民誰もが利用してみたいと思えるようなオリジナルの健康遊具などを配置いたしまして、ストレッチやバランス運動、全身運動などに取り組み、高齢者を始めとした市民誰もが楽しく遊びながら健康づくりができるよう整備していきたいと考えております。

また、河川沿いの護岸スペースにつきましては、市の伝統行事のはだか祭りやホーランエンヤの観覧スペースはこれまでどおり確保し、日ごろはその階段の段差を利用いたしまして、昇降運動などができるよう整備をしていきたいと考えております。

また、市道玉津海岸線のつけかえ工事に伴いまして、河川沿いにスペースが少し確保できますので、ローラースポーツのコースなどを整備いたしまして、若い方々が集い楽しみながら健康づくりができるような空間を考えているところでございます。

そのほか、周辺整備といたしまして、旧農協跡地を一体的に活用し、町なかに健康づくりの拠点とし

て魅力ある公園整備を計画しているところがございます。

なお、平成28年度に旧庁舎の解体工事に取りかかり、平成30年度末の完成を目指すところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） まず、1について再質疑をいたします。

この基本構想を見てみますと、大変すばらしい、安らぎを与えてくれる、癒やしを与えてくれる、いい郷づくりができるなというような感じを受けて、その思いで質問させていただいておりますが、この千年村構想というのを、この文書から私が見た時には、全市的にこの豊後高田市の持っている里山を整備して、こういうような千年構想の村にしていくのかなというようなイメージを受けましたので、そういう質問をさせていただきました。

答弁によりますと、田染の荘小崎を中心にして、現在はそういう段階であると。そこで、1つ再質疑は、全市的な構想に広めていくのかどうかという点についても、簡単にご意見をお聞きしたいと思っております。

それから②について再質問をさせていただきます。

○議長（安達 隆君） 井ノ口君、ちょっととめてください。

しばらく休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、井ノ口議員の千年村構想の再質疑についてお答えいたします。

この千年村構想の全市的ということでございますが、先程申しましたように、まずこの千年村構想の中で田染地域においてこれまでの歴史を踏まえたさまざまな資源等がございますので、それから、田染地域におきましては地元の空き家を含めて、地元を挙げてどうにかしようという動きもございます。そういう中で、この千年村構想については田染地域で実施をしていきたいというふうに思っております。

また、その他の地域につきましては、それぞれの地域のまた特徴、それから資源等もございます。そ

ういうものを踏まえて、それぞれの地域に合った活性化策といえますか、振興策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。

それから、この中に、里山などの総合的な再生という文言がございますが、ここを具体的にご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、千年村構想の再々質疑にお答えいたします。

総合的な整備ということでございますが、まず先程ご答弁いたしましたように、景観的なものもございます。それから、人、いわゆる地域の高齢化等含めてのその地域の移住者を含めての、人の構成するその年齢の変換といえますか、人のリサイクルというものもございます。そういう中で、最終的にはこれも千年村構想に含めてですが、里山そのものを今課題として、やはり少子高齢化でなかなか集落の機能の維持が難しいということがございますので、その中で集落を維持していくために必要な景観、それから人の営み、そしてまた地域の産業おこしというようなもの、そういうものをトータルとしてそれぞれより振興させていくという意味で総合的な整備というふうに表現をさせていただいております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） まず、2について再質疑をいたします。

ここの町なかに健康づくりができる機能を備えた公園ということがあります。これを見ました時に、私を感じましたのは、町なかといいましてこの昭和の町だとかああいうところ、市内に8カ所公園があるそうでございますが、この町部の中にある公園8カ所の中にこういうような健康づくりができる公園の整備をしていくのかなというように、この文書から私はちょっと読み取りましたので、今ご説明をいただきまして、旧庁舎跡の利用ということで、健康づくりにかかわった公園を今考えておるということで、理解をできました。

そこで、中央公園も近年整備をされまして、大変市民の皆さんも喜んでいますが、私の耳にも、たしか子供連れの、子供たちを連れのお母さんたちが来

3月11日

て、「高田の中央公園はいいな。もうあんな公園がうちの市にもあったらいいな」というような声を多く聞いております。今度、市役所庁舎跡の公園も、健康づくりを兼ねた、いい県下のモデルになる、市民の役に立つ公園にさせていただけたらありがたいと思っております。

いいですか。続きまして、36号議案についてお尋ねいたします。

この36号議案には、農林振興課を農業ブランド推進課に、そして農地整備課を耕地林業課に改めるようになっていますが、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 第36号議案行政組織条例の一部改正について、ご質疑にお答えいたします。

今回の組織改変につきましては、農業の振興を図るための役割を明確化し、事務事業の推進体制を強化するというものが大きな意図、目的でございます。昨年10月に策定いたしましたまち・ひと・しごと全力創生プラン及び今定例会に提案させていただいております基本構想には、農業の振興を図るため生産力の強化と地域ブランド力の向上、それから6次産業化の推進を市の目標として掲げております。

これらの目標を達成するため、農業ブランド推進課につきましては、主に担い手育成を始めとする生産力強化のソフト面を担当し、それに加えて地域ブランド力の向上のため、白ネギ、豊後高田ソバ、豊後米仕上げ牛、落花生などの生産力・ブランド力向上のさらなる強化を図るとともに、世界農業遺産認定を活用したブランド米開発や特産品を活用した新たな加工品開発、販路拡大といった6次産業化の推進をさらに強化する体制を整備するものでございます。

耕地林業課につきましては、圃場整備、新たな白ネギ団地の造成、農道の整備、管理等に加え、新たに林業振興も担当し、農林業の生産力強化に資するハード面・基盤整備面を一体的に推進し、農業・農村多面的機能支払い事業に加えまして、有害鳥獣対策も担当することで、農山村の環境保全を一体的に推進するものでございます。

イメージといたしましては、農林業の基盤整備が耕地林業課、その上で生産されます作物の担当が農業ブランド推進課ということで役割分担を明確化し、推進体制を強化するものでございます。

農業を始めとする産業の振興は、雇用面、定住面

等さまざまな分野に波及効果をもたらします。効果的かつ効率的に事務事業を推進するための体制整備を図るということで、今回提案をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。

私がこの議案を見ました時に、農業ブランド推進課に改変をするというのがこの議案の中に出てきました。それを見た時に私がきょうこのような質問をするのは、ああ、なかなか高田も農業ブランド化をして、取り組む姿勢がよくできた課に名前を改めたなという気持ちがいたしましたので、今回こういう質問をさせていただきました。

それで、これは高田だけこういうふうに変更のかなということも、県のほうの組織も見ましたら、大分ブランドの推進課というようにして、大分県も大分県ブランドの確立ということで、県下挙げて取り組んでいるその一端の中で、豊後高田市も今お答えをいただいたように、農産物のブランド化に力を入れているということで、大変いいことだなというように思いましたので、このような質問をさせていただきます。

豊後高田市の農産物、海産物もいろいろあろうと思いますが、ぜひ英知を結集していただきまして、豊後高田のこの農産物、この海産物というような商品ができていけばいいなというように思っているところであります。

それから、私は田舎の山の中に生まれましたから、非常に山に対する意識が昔から強くあります。そして、私が小さいころは、大きなこの豊後高田市ですから大きな林業経営はできなくても、田舎のほうで林業し、シイタケ、昔は2,000円ぐらい1本していましたが、もう今は原木は200円ぐらいか、もうほとんどただのような状況であります。林業を少しして得たお金だとか、それからシイタケの原木を売って、そしてそのお金で生活をするといったような生活が田舎のほうではなされております。私が小さい時はまだそうでした。

そういうような、今林業も非常に衰退をして、すぎの木も、ヒノキを売ってもマイナスだという状況であります。シイタケの原木もただといったような状況でありますから、農村では生活ができないなという気持ちがしております。そういう田舎に住んでいる人はそういう気持ちを持った人が非常に多い。

最近は、少し杉の価格も値上がりしたりといったようなこともあります。ぜひそういう、老後の生活、それから田舎でも林業しながら生活ができる、そういうようなシステムになったらいいなというのが私の思いであります。

そして、これを見ましたら、耕地林業課というように変わっておりました。ああ、これは林業という言葉が前面に出た課ができたんだということで、ちょっとうれしくなりましたから、ここで見ました。

その中に、(2)項として林業に関するということ、それが明記をされていますから、そういう意味でこの国東半島の森林で林業も少し、林業でもなりわいができ、生活ができる糧になる。と同時に、この基本構想の中に、26ページの心いやす郷づくりの中に里山という語句が1, 2, 3, 4カ所、4カ所ぐらい出てきます。ああ、非常に里山ということに力を入れて取り組もうとしているんだなということがわかりました。

そういうことで、耕地林業課ですか、変えましたから、そういう千年の村構想と同時に心いやす郷づくりの一環としてこの豊後高田市の山々がきれいに整備されていくといいなというように思っているところでもあります。

どうぞまた、私たちも一生懸命そういう意味でまたいろいろご意見も申し上げまして、取り組みも一生懸命お手伝いをさせていただこうと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長(安達 隆君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第2号議案から第49号議案まで及び第1号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(安達 隆君) 日程第2、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案、平成28年度豊後高田市一般会計予算については、18人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成28年度豊後高田市一般会計予算については、18人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、3月15日午前10時に再開し、一般質問を行います。

なお、3月15日の一般質問は6人を予定しておりますが、場合によっては変更することもございますので、あらかじめご了承を願います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 安東 正洋

豊後高田市議会議員 北崎 安行